

社会福祉法人精華町社会福祉協議会 情報公開審査委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人精華町社会福祉協議会情報公開規程第12条第7項の規定に基づき、社会福祉法人精華町社会福祉協議会情報公開審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、委員長が召集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、地域福祉課において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決定する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日以後最初に召集される委員会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、社会福祉法人精華町社会福祉協議会長が召集する。